

# 令和5年度(2023年度)八王子市エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市地球温暖化対策地域推進計画に基づく事業者における省エネの推進を目的として、環境マネジメントシステム「エコアクション21」を新しく認証・取得する事業者及び更新登録を行う事業者に対して、市が予算の範囲内において交付する補助金について、「補助金等の交付の手続等に関する規則」(昭和35年八王子市規則19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2017年版」に定める要求事項に適合する環境マネジメントシステムをいう。

### (2) 市内事業者

市内に事業所を有する事業者をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに定める者とする。

(1) 令和5年(2023年)1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの期間内に新しくエコアクション21を認証・取得する市内事業者。

(2) 令和5年(2023年)1月1日から令和5年(2023年)12月31日までの期間内に更新日を迎える、継続してエコアクション21を認証・取得する市内事業者。

2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 事業者向けの省エネ対策事業「八王子省エネカンパニー」に既に登録していること、又は交付申請時に登録すること。

(2) 八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日条例23号)第2条に規定するものでないこと。

## (補助対象の経費)

第4条 補助対象者が、エコアクション21を認証・取得する際に、一般財団法人持続性推進機構(エコアクション21中央事務局)に支払う認証登録料又は更新登録料(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

## (補助金の額)

第5条 補助額は前条に定める補助対象経費の2分の1とする。ただし、50,000円を上限とする。また、補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## (補助の制限)

第6条 補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。ただし、前条において、交付申

請を受けた補助金額の合計が、補助金交付のための予算額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

#### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請する者は、令和6年（2024年）1月4日から1月31日までの間に、エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金交付申請書（第1号様式）にその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出する。

#### (交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条により申請を受けた際はその内容を審査する。ただし、第6条において、受付を終了した場合は、審査しない。

- 2 同日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。
- 3 補助金を交付することを決定したときはエコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときはエコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### (交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項に定める各号のいずれかに該当すると認め、交付決定を取り消すことを決定したときは、エコアクション21認証登録料及び更新登録料補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### (補助金の交付請求及び交付)

第10条 第8条第3項の規定により交付決定通知を受けた申請者は、市長が指定する方法により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

#### (補助決定者等の責務)

第11条 補助金等に係る予算の執行の適正を図るため、補助決定者等は、補助事業等に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

- 2 補助決定者等は、前項に規定する資料を、補助事業等の完了後、5年間保存しなければならない。
- 3 補助決定者等は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならぬ。

**(協力の要請)**

第12条 市長は、補助決定者等に対して、アンケート等についての協力を求めることができ  
る。

**(補助金の返還等)**

第13条 市長は、第9条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場  
合において、既に補助金が交付されているときは、その交付を受けた補助金を返還させること  
ができるものとする。

**(見直し)**

第14条 この補助事業は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

**(その他)**

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和5年（2023年）12月18日から施行する。